

等の整備充実を図り、当町の少子化対策、子育て支援に努めたい。

#### ◆渡邊 眞次 議員

##### 【町道編入による

##### 道路整備手続きについて】

**問** 分筆登記の地元負担の本質について

**答** 近年、農道などから新たに町道に編入した場合において、相続問題等で分筆登記ができず、町道に認定したものの未登記のために町道の中に民地が残る事態が年々増加し、町道の適切な管理に大きな支障をきたすこととなっている。このため、地元から町道認定を申請される場合は、町道となる土地の分筆、相続等の手続きを済まされた後に申請をしていただくこととしたもので、関係者の方々は十分お話をし、ご理解をいただいた上で認定作業をしているのである。

したがって、町道の適正な管理上の問題からこのような手続きをしており、これまでに認定した路線の登記処理の費用とは直接関係しないものである。

しかし、現在の規則では、今後の運用面において業務執行上の問題点も想起されるので、適正な町道管理を念頭においた中で、規則の改正を含め検討を進めていきたいと考えている。

なお、現在の未登記路線につい

てはできる限り早期に全処理を終えるべく計画的に取り組んでいる。

##### 【水道管の洗浄について】

##### 管内洗浄の方法について

**答** ドレインからの排水洗浄では、洗浄可能な区間が限られてしまい、十分な効果が得られない。しかも、

一時的に過大な流量が生じることにより不測の濁水発生を招くおそれが大であることなどから、濁り水が生じた区間毎の洗浄による対応を行っているところである。

#### ◆横山 二郎 議員

##### 【国民健康保険税の

##### 一部負担金の減免について】

**問** 要綱作成の遅れについて

**答** 県内でも整備しているのは松山市と新居浜市のみで、当町も厳しい財政運営の中で、現在に至っている状況である。なお、高額になる窓口負担金については、高額療養費の貸付制度を利用していただいている。

##### 【取り組みの現状と今後の見通しについて】

**答** 国は、昨年度実施した、「国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業」の結果を踏まえて、本年度、統一基準を策定するということがあり、先日、9月13日にその基準が示された。今後、「一部負担金の徴収猶

予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについての一部改正」の通知をもとに、当町においても、国・県の指導、近隣市町の動向などを踏まえて、減免要綱等の整備について検討したいと考えている。

##### 【高齢者の行方不明問題について】

##### 発生からの明確な分析について

**答** 現在、鬼北町の100歳以上の戸籍上の在籍者は106名で、内5名は生存が確認できる方、残りの101名が生存が確認できない方である。生存が確認できない101名の内、96名は、戸籍の附票に住所の記載のない方、5名は、国外に出国したままになっている方である。

先日の新聞報道では、90名が戸籍の附票に住所の記載のない方となっていたが、これは「100歳以上の高齢者のうち、戸籍の附票に住所がなく、またその戸籍に100歳未満の在籍者がいない者」を報告した数値であり、今回の96名については、100歳以上で、その戸籍に100歳未満の在籍者がいる6名を含めたことにより、対象者が増えたものである。

先ほどの96名の内訳については、当町の戸籍上の最高齢者は149歳の男性である。この方を含め140歳代・14名、130歳代・30

名、120歳代・24名、110歳代・20名、100歳代・8名となっている。なお、男女の内訳は男性が59名、女性が37名である。

また、高齢者が戸籍上なげ生存したままになっているかという点については、戸籍については「死亡届」を基に除籍処理を行っている。何らかの事情により死亡届が出なかった場合や、死亡であっても、本人の住所・氏名・本籍等がわからない行旅死亡人等で、本籍がわからないため本籍地に死亡届が送付されなかった場合などが推測される。

##### 【現在の人口統計に対する考え方について】

**答** 生存の確認できない101名の方は、本籍のみ本町に置かれており、住民登録をされていないので、当町の現在の人口には含まれていない。

なお、平成22年6月末現在、住民基本台帳の人口の約1.8倍の21,659人の方が本町に本籍を置かれている。

また、各自自治体の行政サービスは、すべて住民基本台帳を基にしている。戸籍の在籍有無により行政サービスに影響があったり、また人口統計等に支障が出るということは一切ない。

##### 【町内各地区の伝承について】

**問** 町内の主な美談、またそれら